

杉並区立郷土博物館運営協議会規則

平成元年三月三十一日

教委規則第十三号

改正 平成一〇年 七月二四日教委規則第一二号

平成一三年 三月三〇日教委規則第 六号

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区立郷土博物館条例(昭和六十三年杉並区条例第二十二号)第六条の規定に基づく杉並区立郷土博物館運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 協議会は、杉並区立郷土博物館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、杉並区立郷土博物館(以下「郷土博物館」という。)の基本的な運営に関して、必要な事項を審議し、答申するとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者につき、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員をもって組織する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者 三人以内
- 二 学識経験者 九人以内

(委員の解嘱)

第四条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- 一 自己の便宜により解嘱を申し出たとき。
- 二 前号のほか、教育委員会が委員に特別の理由があると認めるとき。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第七条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第八条 協議会に、郷土博物館の運営その他の専門的事項について審議するため、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、郷土博物館において処理する。

(委任)

第十条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年七月二四日教委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年三月三〇日教委規則第六号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。